

大關 和著

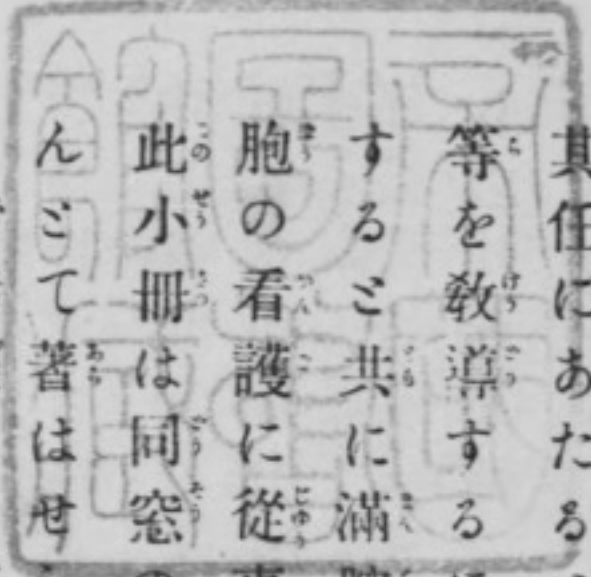
派出看護婦心得

發行所 大關看護婦會

60-527

序

妾數年間看護を以て天職と奉じ獻身犠牲
 其任にあたるに雖も淺學短才にして姉妹
 等を教導するにたらず唯天賦の健康を謝
 するに共に満腔の信愛を以て不幸な
 胞の看護に従事せんごするものなり
 此小冊は同窓の姉妹等の爲め参考に供せ
 んごて著はせし物なれども前年近縣に於
 て悪疫大に流行し看護婦の不足を生じ爲



大正
 8. 同人
 内交

に自ら諸處の隔離所に出張し同業の姉妹等に接する事あり。中には規律正しく病舎を守るものあれども多くは其順序を誤り病舎の混雑消毒の不完全を見る是によりて大に感ずる處あり之れ此小冊を公にせし所以なり。

大正六年八月一日

著者記す

派出看護婦心得目次

一、序説	一
二、病室に就いての注意	二
三、病人に就いての注意	二
四、醫師に對する義務	三
五、家族に對する務	三
六、自身に就いての注意	四
七、患家に於て終日勤むべき順序	六
八、地方の病舎に聘せられし時の心得	七
九、赤痢病舎に於て服務時間割	八
一〇、死體取扱ひ方	三五
附録	四〇
第一、消毒藥製法水	四〇
一、石炭酸	四〇

二

二、一磅の石炭酸を二十倍に溶解する方……………四一

三、昇汞水……………四一

四、石灰乳……………四三

第二、病室の消毒……………四四

一、被服の消毒……………四四

二、器具類の消毒……………四五

三、便器及び便所の消毒……………四五

日誌記載例……………四七

四、醫語……………四九

第三、流動性食物調理法……………六二

第四、惠の日……………七四

第五、看護婦規則施行細則……………八三

附則……………九七

第六、市立病院派出看護婦の心得……………一〇三

派出看護婦心得

大關 力 著



一、序 説

夫れ看護婦たらんとする者は先づ普通の看護學を修むるを要す、精神に於ては仁慈、敬愛、温和、忍耐、謙遜にして舉動靜肅、品行方正言語を慎み、醫師に對しては能く其命を守り患者に對しては貴賤上下の別なく一様に信愛を以て其本分を盡さるべからず。

第一患者に聘せられし時は時計、體温器、體温表、日誌等の用意

を忘るべからず。

患家に至りし時は、先づ患者の容體を伺ひ、病人の爲に入用なる器械の置場を考へ病室にては、病人に對するに、最も謙遜丁寧にして、能く時間を守り萬事注意して看護に従事せざるべからず。

二、病室に就ての注意

第一清潔及消毒法、空氣交換、溫度平均等に注意すべし。

三、病人に就ての注意

第一體溫脈搏呼吸に注意し、次で藥用、食物、治療等凡て時間を

守る事、眠不眠、凡ての排泄に注意する事。

四、醫師に對する義務

第一謙遜丁寧にして其命せらるゝ處に従ひ、能く藥用治療の時間を守り、秩序正しく患者の病狀は明細に記載し、來診の時は之を示して參考に供すべし。常に尊敬の意を表し、投藥治療上の事に至りては決して口を容るゝべからず。唯命せらるゝ處を堅く守り、言語を慎み假にも不敬不遜の舉動あるべからず。日誌を採るときはペン又は筆にてとるべし鉛筆を用ゆべからず、不敬なり。

五、家族に對する務

温順にして能く其家風を悟り、起臥の時間食事の時間等に假令不完全の廉ありとも、決して不快の舉動を顯すべからず。

又食物不充分なりとも決して口外すべからず、病家に於ては家族皆な病人の爲めに心を勞し轉倒して居る者なれば出來得る丈け之を助け慰め、自分の事など決して心配なさをる様注意せざるべからず又病人の爲になすべき事は皆自分の責任なれば、成べく他人を勞することなく、而して病人をして満足せしむる様心を用ゆべし。

六、自身に就ての注意

舉動靜肅、精神平和、言語を慎み、能く忍耐し身體を清潔になし食物勞働共に能く衛生に適する様勤むべし。

七、患家に於て終日勤むべき順序

朝食前に爲すべき事、起き出ると直に嗽ひ手水をつかひ、髪を結び衣服をあらため病室に入る。大病人にて手不足のときは此限にあらず。

第一、患者の體温を計り脈搏呼吸を測定し、日誌に記載する事。

第二、患者に嗽ひ手水をつかはせ、直に食前の薬を與ふる事。

第三、病人の顔に芥のかゝらざる様、ハンカチーフの類を以て覆ひ、掃除をなし窓戸を充分に開き空氣の交換をなすべし。若し病人大患にあらざれば此際病床を交換するをよしとす、空氣交換の爲め窓戸を開き置くは六分間を定時とす。

第四、牛乳、スープ等の滋養食を供する場合には此時を以てすべし次で朝食を供す。凡て病人の食物は自から責任を負て供するものとす。

薬用食事とも、之を用ひたる前後には、必ず含嗽をなさしむべし最も病人の都合によりて自分食事を先になすもあり、臨機其家風若

くは病人の命に従ふべし。

第五、患者に朝食を供し、後ち自分食事をなすべし。

朝食後九時或は十時にても、醫師に命せらるゝ時に於て兼用薬を與ふる事。

十一時に食前の薬を與へ、十一時三十分に體温を測り、十二時に晝食を供す、午後二時乃至三時にても、醫師の命する時に於て再び兼用薬を與ふ、三時半に體温を測り、四時に食前の薬を與ふ牛乳等を用ゆる患者ならば體温測定後直に與ふるを良とす、五時に夕食を與ふる時、最も食事起臥の時間は家風に由て大に異なるものなれば適宜に與ふるを良とす、夜分は八時に於て兼用薬を與へ後、靜に安眠

を促すべし。

此外、尙滋養飲料又は治療等ある時は、定まる時間外に於てなすべし。最も大切なる治療の時は此限りにあらず。

時間を怠り定時を失するは、業務混亂して治療上大に不利を來す事あり、能く注意せざるべからず。

又大病にして助手を得し時は、必ず責任を分擔服務の混亂せざる様になすべし、或は晝間看侍、夜間看侍と別つ時は朝食即ち八時に交岱し夜分八時に交岱するを以て等分たるべし、晝間看侍の者は朝食を供するを以て初とし夜八時の薬を與ふるを以て終りとす
夜間看護の者は、夜分爲すべき事は時間を定めて或は滋養を與へ、

或は注射を爲し、或は氷嚢を貼し或は薬を與へ、又は、含嗽排便等其間に於ては、褥瘡の注意、身體摩擦等又冬日に於ては、暖爐の注意等怠るべからず、朝は病人の醒覺せざる前に自から髪を結び、嗽ひ手水をつかひ、衣服を更ため、病室に來り第一暖爐の火を適宜に燃し病人醒覺せし時は、先づ嗽ひ手水をつかはせ薬を與る等次で體温を計り、(病人の都合に依ては前に體温を計る事もある)含嗽濟み次第薬を與ふべし、而して順序正しく食前の仕事をなし終り朝食を供せんと云ふ處にて晝間看侍と交岱するなり。

又三人にて看護に従事する時は、一人は、普通人と同じく朝六時より夜十時迄勤むるものとす、一人は朝六時より正午十二時迄就眠

し午後十一時に交偈し病室に入る。又た他の一人は午後二時より八時迄就眠して九時に交偈す、晝間看侍の者九時に交偈し、入浴して眠につく、斯くする時は三人の看護婦を以て晝夜兩人づゝ附添ひ居らるゝなり、重症者にありて手のかゝる病人なれば、斯くする事双方のために好しとす。

夫れ病には種々あれば、一樣に看護する能はず、其病症に依て適宜の看護するものとは雖も殊に傳染病の如きは獨り病人を看護するのみの目的にあらずして、一家村市都府或は全國にも及ぼすものなれば看護婦の任亦大なりと謂はざるべからず。

然れば流行の際は、各警察署より官報の二字を附し打電せらるゝ

者なれば、是れに應じ派出する看護婦の責任最も大なり。看護を以て天職となすもの此國難に際し不幸なる同胞を助け、以て國恩に報せざるべからず。東京に於ては、市設傳染病院ありて萬事完備しありと雖も多勢の病人をも扱ふものなれば、勞動に堪ざるものあり。快く此勞動に堪え其任務を全うするものは神に事るの信仰を持つもの國に報ゆるの忠心厚きものにあり。然し此責任を盡すこと能はずして半途にして歸會し又は同僚と不和合等にて歸會するものは神に對するの信仰もなく、國に報ゆるの節操もなく、同胞に盡くすの愛情もなく、人類の面を覆も猶禽獸に異らざるものなり。

看護の重任を負ふ者能く自身を顧み慎まざるべからず。

八、地方 病舎に聘せられし時の心得

第一、病舎の規律を定める事。各責任を分擔する事。起臥薬用、食事、治療の時間を正しく守る事。清潔法（掃除、洗濯、空氣の交換）及消毒法（便器掃除襪襪の洗濯を嚴に守る事）。

九、赤痢病舎に於ての服務時間割

多數の患者にして同僚の看護者多くある時は、各責任を分擔し、一人は薬餌掛り、一人は清潔及消毒の掛り、又都合によりては日誌の掛りを定め猶幾人もある時は各助手を附ける事必要なり。

薬餌掛の者は、朝起き出ると直に先づ自分の手水を使い髪を結び衣類を更ため、病舎に入り、多數の病人をして順次に含嗽を爲さしめ、先に済みし方より、又順次に薬を與へ、次で顔を洗ひ手を清める等の勞を取り、自由叶はざる病人は叮嚀親切に含嗽をなさしめ、手水をつかはせる事。

消毒及清潔掛の者は、先づ自分の嗽ひ手水をなし身を清め、衣服をあらため、病舎に入り、重症患者の襪襪を第一に交換し、腰の廻りの不潔なるものは、温湯に石炭酸水を加へ、柔かき手拭にて靜かに拭ひ清むるをよしとす、重症患者の襪襪交換終りて後、便器を消毒室へ送る但し各々名を記し或は順序を立て間違はざる様になし全

患者記名用紙に各々便質を明細に記載する事粘液血便粘液濃便軟便中粘液血液を混ざる褐色軟便中僅に粘液血液を混す、黑色軟便中粘液を混す又は水様便中僅に粘液血液を混する等、便質を記載なしたる後、其便を不潔罐に廢捨し、便器を能く洗ひし後少許の石炭酸水を容れ、病室に備ふ。便器掃除の後には直に不潔掛りに申出し（排泄物の消毒及煮沸せしむるものとす。若し直に煮沸なしあたはざる時は、石炭酸水或は、石灰を容れて消毒なし蓋を嚴重になす事（但し石炭酸は二十倍の者を等分に用ゆるか又石灰なる時は十プロセント即（十倍）位の量を以て生石灰の儘之を用ゆ）而して再び消毒の爲に懸け充分に微菌殺滅法を施すべし。器を洗ひし桶又罐等の水他に洩れざる様不潔罐に入れ煮沸せしむるを良とす。

尙其消毒室を消毒するには板の間なれば石炭酸水を散布し、後ち雑巾を以て拭ふべし、土間なる時は、石灰乳をまくべし。消毒終りて後、自から手足を能く洗ひ、衣服を交換し、直に病室の掃除をなすべし。室内掃除の際、餘分の者有る時は他室に出し、窓を充分に開き、能く掃除をなし、叮嚀に雑巾を以て拭ふべし。若し又少許にても不潔物の附着する疑ある時は、石炭酸を散布し、一定の消毒をなして後、能く拭ふべし。此際手洗水を交換し痰壺等ある時は、皆能く掃除し清洗して病床に備ふ、病室内の掃除消毒等なし朝食を與ふべし。然して後、自分朝食を喫するものとす。食物は粥スープ

卵黄等を與るを良とす。其量は患者の身體強弱疾病の輕重によりて、多少の差異あるものとは雖も、大凡病症熾なる患者に於ては粥汁二碗、スープ五勺、卵黄二ケ位を適當とす。然れども醫師の命あるときは此の限りにあらず。下痢の止まるまでは卵白を禁ず、卵白を用ゆる時は益々下痢を起す者なり。注意すべし。

一定の經過後下痢も四五回、出血も止み、粘液僅になりたる時は粥汁に少々粥を加へ、而して卵も半熟或は煮て與ふべし、半熟を造るには味噌汁或はスープの汁にて拵へ與ふるを良とす。又渴甚だしき時は、湯を少許づゝ與るか或は冷水にて含嗽をなさしむるを良とす。決して水を與ふべからず。若し與ふる時は下痢を加ふる者

なり又赤痢は渴甚だしきものなれば、初より粘滑物を與ふるを良とす。葛湯最も良し、一日二三回位與ふ可し、然れども餘り食物過度なる時は、下痢を加ふる故に惡し、本人の望みに任す可し。食物終りし時は、直に含嗽をなさしむべし、病人食事終り次第食器は熱湯を懸て能く洗ひ、流し元を片附て後自から會食堂に入るべし。自分の食器も亦能く注意して、食事の時は必ず熱湯にて洗ひ、消毒して食物を盛るべし。不潔物にとまりし蠅の媒介する處となり、傳染する危険あれば、注意せざるべからず。而して食物は消化しやすきものを食し。鶏卵赤酒等を少許づゝ用ひ自から傳染を豫防すべし。決して美食を爲すべからず唯健康を保つにあり。然ながら先方に於て

斯くの如き備なしとて、決して不平がましき舉動なすべからず。

日誌掛りの者は、體温脈搏呼吸等を記し、藥用時間飲食物の用量及時間を記し、便質其量及回數を記し、尙摘要部に昨夜以來の容體を記し、其他治療警ば灌腸入浴腰湯等落なく記載すべきなり。日誌は醫師の參考に供するためなれば言葉丁寧にするべし。

食物掛りのものは、食後三十分休息して病室に入り、患者の求めに應じて適當の看護に従事し九時半頃に兼用藥を與へ、十一時に食前の藥を供すべし、藥用食後の前後はいつも含嗽を爲す事なれば、前後に冷水を床頭に備へ置くべきなり。

清潔及消毒掛の者は、朝食後暫時休息なして病室に入り、重症者の

しめしを交換し、含嗽水等を排捨し、灌腸を爲すべし。灌腸藥は醫師の命に従ふ者とは雖も、大凡心得居らざるべからず。多量の出血ある患者は（單寧水但し0.5%のもの全量五〇〇、〇）灌腸なすを良とす。鹽剝硼酸水等は何れも2%位を良とす。全量は何れも、四乃至五〇〇、〇を常とす。

其他硝酸銀水を用ゆる事あるも、醫師の命を能く守るべし、五百倍以下六七百倍の物を用ゆべし。餘り強き液を用ゆる時は、腹痛を感ずるものなり。若し腹痛ある時は、食鹽水を以て再び灌腸すべし直に痛みを止むるものとす。而して硝酸銀は、日光に當りて分解するものなるが故に其溶液を黑色或は青色瓶に蓄ふべし。

尙此藥は普通の水を以て溶解する時は分解して瀉濁を生ず。故に蒸餾水を以て解くものとす。

食鹽水灌腸はたゞに硝酸銀水の刺戟を止むるのみならず。腹痛及裏急後重を輕快せしむるものなれば、患者は此灌腸を最も希望するものなり、腹痛及裏急後重烈しくして患者の求むる時は一日三回位は之を施すを良とす。他の藥は刺戟するものあり。又中毒を起すものもあれば幾回も爲すべからず。然しながら醫師の命ある時は此限りにあらず。

治療上灌腸せんとする時は、先づ其事を患者に通じ、藥液の仕度をなし、自から手を清め、肛門用油と紙とを仕度し及灌水桶に液を充して病床に至り、左を下に横臥し膝を屈せしめ後方に座し稍々肛門を顯し嘴管に油を塗布し大氣を驅除し、靜かに肛門に挿入して液を送り而して出來得る丈け藥を保たしむべし、一人の灌腸終りし時は直に嘴管を消毒し、嘴管に油を塗りて他の患者に施すべし。幾人にも斯くの如く順次に施すべし。重症にして肛門括約筋其作用を失ひ不随意の時は患者を仰臥せしめ油紙を敷き臀下に腰枕を容れ便器を挿込後灌腸を爲すべし。而して其液排泄するまでは暫時(二十分)其儘便器に寄せ置くべし。全患者に灌腸を施せし後は、必ず便器を掃除なすべし。藥液によりては便色を變ずる事あれば、檢便の爲惡し。灌腸後身體疲勞を以する時は赤酒或は鹽里母等を少許づ

供すべし。

灌腸終り次第其器械を清洗し、尿管を能く消毒し、洗滌室の隅に懸置
くべし、此際重病者の襪襪を交換し煮沸すべきものは不潔灌に入れ
て蓋を密閉し煮沸掛りの者に渡すべし。襪襪、腰巻等の汚れし者は
消毒液（三十倍石炭酸水）に浸し置くべし。一二時間の後之を清洗
し人家に遠く乾すべし。

但し屋根の上に出すを最上とす、假令消毒せし者と雖も萬一不充
分なる時は、人家に近く乾すは危険なれば注意せざるべからず。乾
燥の後は誰が觸るゝも障なし。是等の仕事を終り次第中食を喫すべ
し。

薬餌掛りは晝食の仕度粥汁、スープの加減を試み卵白を去り卵黄
を供する等、又自由の叶はざる患者には親切丁寧に食せしむる事。
其掛りの者のみにて足らざる時は、日誌掛之を助け、猶不充充分なる
時は消毒掛りの助手之に適當なる助手をなすべし、然しながら食事
の時は、注意の上にも注意なし清潔の上にも清潔を要するものなれ
ば、假令手足を消毒し豫防衣を交換するも消毒主任の看護婦は之に
關係すべからず。消毒掛りのものは他の看護婦が患者に晝食を供す
る間に自分も食事をなし、他の看護婦の食事の際交岱して病室を守
るべし。

薬餌掛りの者は順序正しく患者の晝食を供し器械を清洗し之を納

めて後食を喫し、食後暫時休息して病室に入るべし。午後一時より二三時に至るまで醫師の來診あるべし。其時は嚴肅に之を迎へ、豫防衣を供し、一定の消毒をなすべし。病室に入るや、日誌を携へて之に従ひ病床に至りては被具を半ば開除し胸邊を開き凡て醫の手をわすらはさざる様務むべし。而て病狀は日誌に記載する處を漏なく報告し、猶醫師の質問ある時は言語靜肅に之を答へ、診察終り檢便せらるゝ時は名々其便器の蓋をとり示すべし、廻診終りし時は豫防衣の上より一定の消毒をなし、手洗水及消毒水を供し豫防衣を脱して元の處に掛け、醫師の命せらるゝ事ある時は慎みて之を奉じ失念せざる様注意すべし。醫師が病室を去らんとする時は一層消毒を叮

嚀になし、敬禮を以て之を送るべし。醫師の退室後直に藥瓶を揃へ名々の札を改め兼用劑の瓶或は袋を揃へ尙消毒液則ち含嗽劑灌腸劑等取落さざる様注意し以て明日醫師の出張せらるゝ迄不都合なき様請求せらるべし。但し醫師廻診の際隨從する者は日誌掛り及び藥餌掛りたるべし、消毒掛りの者は診察済次第に腰湯をさせ、或は入浴の世話をなすべし。腰湯を施す時は初め鹽に湯を汲み少許の鹽を入れ（但し茶椀に一盃位）温度を試み患者を裸體となし足部を前に出し臀部のみを鹽に入れ、頭部より全身を叮嚀に洗ひ顔は別鉢に湯を取り洗べし。

而して全身能く温まりし時に湯より出し、親切叮嚀に之を拭ひ、

濕氣なき様になして衣服を交換し床上に送るべし各患者の脱ぎ捨てし着物は不潔物附着して居るものを三十倍の石炭酸水に浸し置き、一二時間の後に之を洗滌すべし、別に汚れなき物は腰湯終り次第直に鹽に入れ洗滌室に送り、又た湯をつかはせし場所は能く消毒して拭ひ鹽につけし衣服は曹達及石鹼を以て丁寧に洗ひ、度々清洗して乾すべし。此疾は殊に不潔なるものなれば、清潔及消毒を充分に施さざれば、其蔓延を防ぐを得ず。又腰湯及洗濯なせし湯を庭前にこぼすべからず。庭の隅又は畑の中に穴を穿ち之に捨つべし。病毒其内に在るの疑ひある時は石灰を以て消毒すべし。衣服腰巻等有毒附着せしものと認むる時は、一定の消毒をなす。故に洗濯水の内に傳

染力を有するものは非物と信すれども庭前に捨る事は嚴禁す。

又檢便の後は直に之を廢捨し、洗滌し能く拭ひ常の如く消毒液を入れて病床傍に備ふべし。残らず便器を消毒せし後は、常の如く直に煮沸せしむべし。便器掃除の後は必ず消毒衣を交換ゆべし。假令傳染病室にあらずと雖も不潔室にて着したる消毒衣を病室にて着する事を禁ず便器掃除の後は其室を充分に消毒すべし。

薬餌掛りの者は、二時半に兼用劑を與へ、三時に葛湯或は牛乳等粘滑飲料を供すべし。最も重病者にして食氣不振の者には無理に供するの要なしと雖も病勢減するの時は、渴を訴ふ者なれば湯水を減じ、粘濁飲料を與るを好とす。故に午後三時頃を以て尤も適當なる

時と定む、葛湯は胃腸の加答兒に最も良き飲料とす葛湯を造るには適當なる鍋に葛粉及び砂糖を入れ、少しづつ水を注ぎ、能く混和して溶解せし後、熱湯を注ぎて適宜に加減すべし、餘り固きは飲料とならず。葛湯は害なき者なれば求めに應じて食せしむべし。葛湯を供せし後三四十分にして、夕の體温を測り、脈搏呼吸を數へ温度表に記し日誌に記載し、四時に至れば食前の藥を供し而して夕食の仕度をなすべし。夕食を供せし後は、食器を丁寧に清洗して納め各病人に含嗽をなさしめ後自から食堂に入るべし。

消毒掛りの者は先きに食事を仕度し病室に入りて臨時の用事に従事なし、重病者の襟襟を交換し、便器の掃除をなし、常の如く消毒

液を容れて病床に備へ含嗽水等の注意をなし、後に蚊帳をつり各々入浴し、清潔なる浴衣を着せ、引番の看護婦は入浴後直に寢室に引取り、當直の者は病室に残り八時に兼用劑を與へ含嗽する也。斯くて終日定まりたる要用終りし後當直の看護婦は若し輕症患者多く、病室平穩なる時は就褥すべしと雖ども重症患者ある時は徹夜すべし。輕症患者のみにて徹夜するの要なき時は、病室の隅へ休息するものとす、然しながら當直の任を負ふ者なれば熟睡する能はず、病人に呼ばるゝ時は一言にて醒覺する様常に注意すべし。

嗚呼不幸にも此惡疫に罹りて寂寞たる隔離病舎に容れられ、樂み多き家を捨て或は慈愛深き父母の膝下を離れ或は最愛なる妻をも

殘し良人に別れ此隔離所に来りて他人の看りを受るもの、如何なる感情にか打たるゝならん、我等看護を以て天職と奉ずる上は、慈惠の天旨を貫きて不幸なる同胞の爲めに満腔の同情を表し眞心を以て之を看護し、内には己れが本分を全ふし、外には國恩の萬一に報せざるべからず。

患者は種々六ヶ敷き好みをなし、又我儘を言ふものなれば、能く忍耐して不幸なる同胞を思ひやり、凡て患者の求むる處を正しく答へ之に應ずべし、然しながら病人の害となる事は假令如何ほど求めらるゝも能く之を諭し、断念せしむべし、決して不敬不遜の舉動あるべからず。

腹痛ある患者には石炭酸温濕布を施し上より懷爐を貼すべし、石炭酸温濕布を施すには先に白木綿一丈を求め木綿二布を以て腹帶を造り、(但し二尺七寸ばかり) 殘る四尺餘りのものを五十倍の石炭酸水(但し土鍋にて温むるか、或は熱湯にて解く)に浸し固く絞りて下腹一面に貼し、之に適當なる油紙を當て、綿を充分に貼し右の腹帶を用て直に懷爐を貼す懷爐を貼するは温氣を保たしむる爲なり。若し子供にして温布帶の温を保たしむる能はざる場合には單に懷爐のみを貼するか或は充分綿を當て腹帶を用ゆべし腰湯を施すも下腹温法の目的なり、温まりし後、湯よりあげ、能く之を拭ひ靜に床上に送り冷さる様にすべし。

病舎の構造不完全加ふるに被具の不足等より屢々胃痛を起す者なり。斯かる場合に於ては、第一に温むるものとす。熱湯ある時は金盞に手拭を入れ熱湯を注ぎ之を絞り。心窩に貼し、再三之を交換すべし。或はハツブ芥子泥等を貼るものとす。

芥子泥を造るには水或は湯を以て適當にかき、方四五寸のリント布に延べ上より薄紙をあて局所に貼すべし。

若し芥子なき時は、鹽を燒きて貼すも可なり。再三温めかへす故に最も重寶なるものとす。頭痛ある時は冷卷法を施すべし。冷水中に手拭或は白布を浸し生しぼりになつて之を貼す。或は氷嚢を用ゆ氷嚢を貼する時は能く注意し細に碎き氷嚢中に四分の一或は三分の一

を入れ空気を驅除し、口を結びで平になし軟き布に包み前額部に貼すべし。

身體怠倦の感ある時は軽く摩擦すべし、但し心臓部に向て擦るべし。

足部冷氣を覺ゆる時は湯婆を入れるべし。湯婆を用ゆる時は厚き布に包み、直接に膚に附ざる様注意すべし。

口中乾燥する時は度々含嗽せしむべし。

嘔氣ある時は心窩に氷嚢を貼すべし。

渴ある病人には沸騰せし湯或は麥の煮汁を冷して飲料とす。又は鹽里母を與ふ可し。

衰弱せし患者に湯を遣せる時は先きに赤酒を一口與へ而して入浴せしむべし。萬一腦貧血を起せし時は、直に水平に臥せ赤酒を與へ、冷水にて顔を拭ひ靜かになすべし。自然快復するものなり。

入浴の際は必ず臥褥を交換すべし。

衰弱せし患者を入浴せしめし後は必ず何にても滋養飲料を供するを良とす。

頭痛及逆上の感ある時は腰湯或は脚湯を施すを良とす。其方法は鹽に湯を汲み温度を試み臀部或は脚を入れ毛布を以て全身を覆ひ發汗を度とし湯より出して之を拭ひ衣服を交換し温かに臥しむべし。衣服交換の際は何時も温めるを良とす。

病人臥床を離るゝ時は、何時も臥褥のゆるみを直し或は蒲團を交換すべし、病室温度の平均及空氣交換は常に之を注意すべし。

一〇、死體取扱方

患者容體悪しく、將に死に陥らんとする時は、直に醫師に申告し時機を誤らざる様になし、怠りなく親切に看護を盡し閑靜になし、假りにも高聲を發する等の事なき様注意すべし。醫師の命せらるゝ時は藥を與へ、注射を爲し。冷水を與ふる等出來得る丈け親愛を盡し、安然の終命を遂しむべし。患者死に歸する時は、尙褥に置き直に醫師に申告し検査を乞ひ其指圖を待つべし。屍體は他の患者に

見せざる様、顔面は直に白布にて被ひ、屍室或は別室に移すべし。屍體は死後強直を發せざる前に、其位置を正しく納棺前に全身を石炭酸水にて能く拭ひ陰部肛門には消毒線花を固く詰め、最も丁寧に消毒法を行ひ、衣服の上より石炭酸を度々散布し、乾ざる様にすべし。焼場に送る時には靜肅に之を見送り、死亡せし室は最も注意して衣類夜具等消毒場に送り、其他の器械も消毒し汚染せし襪襪等は焼捨つるを最良とす。而して石炭酸を充分に散布し能掃除をなし良氣を通すべし。衣類夜具等は勿論破損せざる者は熱氣消毒なすべし陶器金物類は熱湯を以て消毒すべし。塗物護謨製の者は昇永水或は石炭酸水を以て消毒すべし。當時はフオルマリン瓦斯消毒法の施行

せらるればこれを以て第一の消毒とす家屋物品等一つも破損せずいかなる間隙をも滲透して消毒の効を完ふす、其仕方は硫黄蒸のごとく凡ての物品を室内に入れ戸障子を閉ぢ目ばりをなし其内に瓦斯を發生する器械を入れ技手出張して之が任にあたる田舎に於ては未だ此備なければ、焼却、熱氣消毒、煮沸消毒、藥物消毒等なり。隔離所を閉鎖する時は、自分の取扱ひし者は悉く皆消毒して研きあげ能く拭ひ納め衛生委員に引き渡すべし。

傳染病看護婦の責任は最も重大なる物なれば必ず輕卒に取扱ひ、他に傳播せしむる等の虞なき様注意すべし。人として我天職を勤むるに當り、決して人の前に於てなすべからず、神の前に在りて忠實

に之を勤め其本分を盡すべし。今や日進月歩の文明の世に在りながら我等婦人の社會は未だ其途に進むの力なく智慧なく、徳なく、自から重するの志操もなく、何の理想なく只だ風に動かさるゝ奴がらの如き、有様なり。封建時代の婦人の有様は今更喋々するも。益なし鎖國の禁の解かれて以來、我國に於ても西洋諸國の風に習ひ學校を建てられ病院を設られ、看護婦を養成せられ、慈善會を設けられ或は矯風會の組織となり、或は孤兒院の開設となり、其他慈善の事業等續々設られしと雖も、素是等の業たるや敬神の志なくては成功を期すべからず。

蓋し其目的たるや、人智を研き靈性を發達し、貴重なる生命を保護せん爲めに外ならず。然るに今の世の人、其基礎の何れにあるを知らず、我位置を知らず我事業を解せず我天職を重するの志操なし。同胞よ、我姉妹よ、我等人間の靈魂は何れより來り何れに歸するものなるや、又我々人間は何の爲に世界に現れしものなるやを研究し其真理の何れにあるかを認め身を修め、道に進み、終生に於て與へられたる我天職を全ふしやがて限りある肉體より我が靈の離れん時、永遠限りなき天國に歸らん事を希望せよ。

附 録

四〇

第一、消毒藥製法水

一、石 炭 酸

石炭酸は各種の病毒を撲滅する力あり。通例是を製するには等分の酒精又は、佃里設林にて溶解する者なれども、二物とも高價なる故に通常單に熱湯を以て溶解するものなり。衣類等に用ゆるを除き其他の消毒には更に鹽酸若くは、酒石酸を三四分加へて使用するを良とす。

二、一磅の石炭酸を二十倍に

溶解する方法

瓶中に結晶したる者を温湯中に入るゝか、又は火邊に置き（但し栓を緩め）溶解せし者を甕又は桶に入れ、一升程の熱湯を注ぎ能く溶解せし後水を加へ全量五升に充すべし。（但し一磅四六〇、〇を升到直して二合五勺餘之に二を懸けて五升となる）

三、昇 汞 水

昇汞水は消毒効著しく猛毒にして無色無臭なり。爲めに危険を

招き易き虞あり故に貯蓄使用する際は充分注意を加へ、其危険を防がん爲め本品百分中に硫酸銅一分を加へ青色を帯しむべし。又昇汞水の効を失はざる他の色素を加へて着色するもよし。

一、〇の昇汞水を造るには (千倍)

昇汞一、〇。鹽酸五、〇。水九九四、〇を混和して貯ふべし。

是を製するには昇汞一、〇を器中に入れ鹽酸五〇食鹽少許を加へ、少量づゝ水を注ぎて溶解し全量一〇〇〇、〇に充すべし。(昇汞は猛毒にして消毒の効大なりと雖も、赤痢の便は蛋白質多き故に、消毒の効薄し)

四、石灰乳

石灰乳とは生石灰一分に水九分を混和し製したるものを云ふ。

石灰乳を造るには、石灰一升に九升の水を加へて攪拌し用ゆべし。但し石灰乳は用に臨みて製するを良とす。

生石灰は少許の水を注ぎ熱を發して崩壊するものを用ゆべし。石灰は水を注げば熱を發する者なれば濡手を以て觸るゝ時は火傷する事あり注意すべし。

石灰乳は便所及流し溜、床下等に用ゆるものなり、便器に用ゆる時は始末惡し。

第二、病室の消毒

病室は出來得る丈け清潔になし、大氣消毒最も良し、疊板の間は充分に石炭酸水を散布し、能く拭ふべし、

一、被具の消毒

夜具、衣類等は熱氣消毒最も良し。熱氣消毒器は各病院に備あれども田舎の隔離病舎には臨時の用に供する爲に大釜小桶様の物を以て造りし物あり。是を用ゆるには能く蒸氣の洩れざる様に目ばりをなし、検温器を備へ附け、温度百度となりてより三十分間を定時と

す。假令二時間以上三時間を経るも百度以下にありては無効なり、注意せざるべからず。

又洗濯して損せざる品は熱湯を注ぎて洗濯すべし。

(但し單物裕上着の類)

一、器具類の消毒

金屬及陶器の類は熱湯を注ぎて磨くべし。塗物護謨製、時計、體温器の如きものは、石炭酸水にて能く拭ひ太陽に當つべし。

三、便器及便所の消毒

便器に受し便を消毒するには、いよの石炭酸水せきたんさんすいを便量と等分とうぶんに入れ卅分乃至一時間其儘そのままになし置き、消毒即ち殺菌さつ菌の後、地をほりて埋むるものなり。然ながら赤痢病せきりやうびやうの如き多數たすうの患者ある場合には前に述る如く煮沸しゃふつせざるべからず。

、當時は博善株式会社はくぜんかぶしやくわいしやに於て凡て汚物をぶつを取かたづけ充分に消毒するなれば、東京に住居する者は、これに依頼せし方完全ならんと思はる傳染病消毒の事に就ては政府に於ても法律第三十六號其他内務省令を以て、豫防消毒法に就る傳染病豫防法施行規則として發布せられ、故に地方長官又は檢疫委員等其令に従へて指揮せらるゝものなれば其指揮に従ふべし。

欠

欠

四、醫

語

呼吸系用語

呼吸 こきう
呼吸息迫 こきうそくはく
鼻閉塞 びへいそく
咳嗽 がいそう
喘鳴 ぜんめい
咯血 かくけつ (肺出血) ロ
血痰 けつたん

呼吸困難 こきうこんなん
鼻音 びをん
噴嚏 ふんてい (クシ) ヤミ
失音 しつをん
衄血 びつげつ (ハナ) シ
咯痰 かくたん
透明粘調 とうめいねんちやう

塊状 (カク)

嘶嘎 (コエガシ)

浅表呼吸 (センビヤウキキウ)

臭氣 (シウキ)

肝聲 (イビ)

消毒系用語 (セウドクケイヨウゴ)

食慾亢進 (シヨクヨクコウジン)

咀嚼 (カミク)

嚥下困難 (ノミクダ)

食氣不振 (シヨクキフジン)

膿性 (ノウセイ)

喘息 (ゼンソク)

窒息 (息ガ止)

黄綠色 (ワウリョクシキ)

シヤエンストノ呼吸

食思 (シヨクシ)

咬牙 (カ)

食慾减退 (シヨクヨクケンタイン)

煩渴 (ワダカ)

乾嘔 (カラノ)

暖氣 (ムネノワ)

腹鳴 (ハクメイ)

吃逆 (シヤツ)

嗜噓 (ムネノ)

餓餓 (ガガ)

口渴 (カチガ)

醸酸 (ジヤウサン)

吐瀉 (ハキク)

血便 (ケツベン)

嘔吐 (ハ)

惡心 (ガク)

膨滿 (ハクマン)

吞酸 (ゲツ)

舌帶 (ゼツ)

食後膨滿 (シヨクゴハクマン)

吐血 (胃ヨリ)

流涎 (レ)

疝痛 (イタミ)

便秘 (ベンビ)

水瀉

下血

胃瘧(グシャ)

胃部拏責

腸出血

裏急後重(便意アリテ快ク出ザルコト)

粘液膿便

循環器

心機亢進(動悸ノ烈シキ事)

脈搏頻數

鬱血(循環ノ悪シキ事)

不整

早脈

遅脈

充實

貧血

淺表

結代脈

大理石狀紋理

神經精神系用語

下痢

胃部重壓の感

胃痛

腸痛

暴瀉

粘液血便

動悸

脈細數

溢血

緩除(リズム)

疾脈

除脈

充血

硬實

重複

チャノゼー

知覺麻痺

半身不隨

攣急

捨弱

汎發性痙攣

鈍麻

偏癱

失語

失神

昏倒

運動麻痺

裁癱

痙攣

角弓反張

牙關緊急

癱瘓

昏睡

人事不省

眩暈

精神發揮

精神逆上

精神朦朧

惡寒

吃語

忘語

痒覺

蟻行樣感

疲勞

厥冷

震慄

精神錯亂

嗜眠

寒慄

譫語

搔痒

奇痒

疲倦

恩備心

戰慄

煩悶

苦悶

強直

強結

鬱憂

疼痛

灼痛

壓痛 (イヌト)

肥厚

痔瘡 (トコ)

上衝

脫力

勁直 (ヒキツ)

神恩仰鬱

蟻走覺

刺痛

搏動痛

鈍痛 (ニブク)

落屑

無欲狀

熱覺

冷覺

皮膚乾燥 潤

浮腫

冷汗

死戰

瞳孔散大

泣涕

笑

咬牙

口角

覺風

水腫

發汗減少過多

痴呆

頭內騷鳴

瞳孔縮少

喜悅

欠伸 (ビク)

罵言 (シル)

哆開 (傷口ノ)

驚怖(オソ)

震顛

發疹(フキデ)

聽官及視官用語

重聽(キコヘ)

錯聽(ガヘ)

差明(マボ)

亂視(アヤマ)

夜盲(トリ)

耳聾(ツン)

醒覺(メサメ)

潰瘍

耳鳴(ミイ)

幻視

直視(ミツメ)

弱視

遠視

眼珠震盪

斜視(ヤブニ)

錯視

近視

泌尿器用語

尿量減少

尿量增加

尿線細大

清澄、漏濁

褐赤黃

滴歴

複視(オホク)

全失明(ラメク)

缺乏

暗綠色

螺旋狀

尿失襟

稀薄

分裂、臭氣

不隨意排尿

生殖器用語

白帶下

遺精

遺尿

勃起

陰痿 勃起 反對

六〇

藥一瓦ニ付滴量比較

水	十六滴	油類	二十滴
鉛錯	十六滴	酒精丁幾類	二十五滴
錯酸	十六滴	舍利別	十二滴
稀鹽酸	十六滴	依的兒	五十滴
杏仁水	十六滴	薄荷	二十五滴

稀硫酸 十六滴

結列阿曹篤

二十滴

法列兒水 十六滴

藥量概畧比較表

一磅	四六〇、〇	一匁	四、〇
一匁	三〇、〇	一合	一八〇、〇

瓦蘭謨量表

ミリ瓦	〇、〇〇一	千分一瓦
センチ瓦	〇、〇一	百分一瓦
デシ瓦	〇、一	十分一瓦
瓦蘭謨	一、〇	一瓦

デカ瓦	一〇、〇	十瓦
ヘクト瓦	一〇〇、〇	百瓦
キロ瓦	一〇〇〇、〇	千瓦
ミリア瓦	一〇〇〇〇、〇	一萬瓦

第三、流動性食物調理法

(一)牛乳 牛乳は流動性食物中凡ての成分を含有するを以て何品よりも營養になりますれば、一番よろしく御座います、用法も人々の好みによりて、種々ありますが中には純粹の牛乳を用ひらるゝ方や、香氣物即ち紅茶、珈琲、コ、ア或は大麥の煎汁等を加味し

て用ゆる方もありますが、何れにしても上等の品を擇で沸騰させ少量の砂糖を入れて用ゆるを最良法と致します、又食鹽のみ少し入て用ゆる方もあります。

(二)肉汁 肉汁は適當なる肉片を(雜)と炙り、後器械にかけて搾るのでありますが上肉一斤半より肉汁二〇〇、〇位得られます、そして飲用せしむるにはこの絞りたてのものが其効最も著しく、他に食鹽又は胡椒少し入て用ゆる方もあります。

(三)ピフター ピフターは上肉一斤を細く切り廣口の瓶に入れ、之に適量の水を入れ二三十分間、鐵瓶又は湯釜に入れて湯煎に致します、尤も熱湯に入れば時として瓶の破裂する恐れあるを以て

微温湯ヒエンとうに入れるのが安全であります。湯煎せんの時間は二時間にして、然る後絹漉きぬこしにかけて絞るのでありますが、前に食鹽しょくえんを少し入あて味をつけます。而して湯煎中動搖せんちゆうどうごうすることは慎つしまなくてはなりません、若し動搖せんちゆうどうごうしますれば溷濁こんたくを生じて、清澄せうしやうなるものを得ることが難むづかくあります。

(四) スープ スープは牛肉又は鳥肉さうにくの上肉或は骨附何れを問はず鍋に入れて動かさぬ様、一時間半乃至二時間位水にて煮出にだし、食鹽にて味を附あけ絹漉きぬこしにかけて瓶に貯へ病人の好みに應じて、與ふるを良とします。スープは滋養じやうに富とますと或方々は云はれますが、茶碗蒸ちやわんじやうか野菜煮やさいにに用ゆるときは、美味となりて多おほくの病人は之を

好このます。(但し水の分量初めに注)
意致いぢさればなりません)

(五) 粥汁かゆぢ 粥汁は我國人既に其方法を知つて居ます、且又熟練じゆくれんもいたして居りますから、半可通はんかたうの事を申さぬ方がよろしいかも知れませんが、私が曾かつて失敗しつぱいいたしました事もありますから、御参考までに記して見ませう。さてよく磨き漉こした米一合に水五合位の割合に入れ、靜かに間斷かんたんなく火を燃たき、充分煮たる後少量の食鹽しょくえんを加味し、粥汁丈かゆぢだけを別の鍋に移し食料に供します、又粥汁かゆぢを嫌忌けいする病人には、よく磨き上げた米を炒鍋いぢなべ又は焙烙ほうろくにていり、狐色こぎに焦こたる物を前の如くに煮て與ふるので有ます。又長病ながびにて衰弱じやくじやくしたる人に粥汁かゆぢを與ふる時は、生海老なまえび又は剝身類はきのみを米と同時に煮込こみ

食鹽にて加味し絞りて用に供するを良といたします、其他豆或は大根人參等を入れて煮るもよろし、何れも米と同しく絞りて用ひます。

(六)味噌汁 味噌汁は如何なる病人にも有効なれば、能く摺り鯉節を細にけづり澤山投じて、葱又は大根人參等と同時に煮出し、汁のみ用るを良と致します、又何にても病人の好む魚を煮出して用ゆるのも決して差支はありません、殊に鱒、鯉等は最も味噌汁をして美味ならしむるものであれば、此等を用ゆれば更に良くあります。

(七)ミルクフード ミルクフードは何病人に與へてもよろしう御座

いますが胃の弱き方には不適當だと申します。而して牛乳の嫌な方が用ゆるのであり升ミルクフードはテーブルスプンに一盃を一合の湯にて解きさまして用ひます。

(八)鶏卵 鶏卵は病症によつて與へられぬことも有ますが卵黄丈は何疾にでも用ひられます特に生より半熟がよろしう御座います。半熟を拵ひますには深いどんぶりに入れて熱湯をかけては流しかけては流し三度いたせば丁度半熟になります又鍋で煎ますには瓦斯ならば二分間位でよろしう御座います。

(九)茶碗蒸 蒸卵子これは鯉を出しなりスープなり又牛乳なり何でも滋養流動性の物を大凡卵子の二倍丈拵へ卵黄を取てよく摺拌し

スープなり鯉かつをだしなり卵たまごの二倍入れて砂糖又は鹽にて味をつけ椀に八分目位入れて蒸器に入れ十分乃至十五分位蒸すのであります胃腸の丈夫な方でありますならば白實しろみも入れてよろしう御座います、腸窒扶斯及赤痢等にあつては白實しろみを用ゆるを禁じます、牛乳の嫌きらひの病人には蒸卵の中に入れて食させます。

(十) 玉子豆腐 玉子豆腐の拵方は玉子を解たる物が茶椀に一盃ならば二盃丈松魚だしを加へてよくかきませ砂糖及醬油にて味をつけ井鉢まんぶらに入れて三十分間蒸のであります而して餘り火の強からぬ様にするのであります、而て別に汁を拵置き大根おろし又柚の皮等をすり置して玉子豆腐が出来ましたら金の杓しやくにてすくひ椀に入

れて汁をかけるのであります大根なり柚なり上にかけて匂におひをつけるのは消化の助けとなるのであります

(十一) 麥汁 麥の汁これはよく西洋人が用ひます大麥をよくあらひ米汁をとる様に久しく煮ておもゆをしたみますこれは鹽で味をつけても醬油で味をつけても又甘味を好む人には砂糖を入てもよろしくあります脚氣の病人杯には最もよき飲料であります。

(十二) 鯛の潮 一名鯛のスープ。此拵方は鯛を小さく切て鹽をふり暫時置てあらひおとし煮立たる湯の中に入れ適當に煮て汁のみしたみ病人に與ふるのであります。又混布だしの好きな方には先にこんぶを煮出して置き鯛を入れて前の如く造るのであります。

(十三) 葛湯 葛湯又は蕨粉等は何れも害はありませんが、成可薄くして飲ませるを良といたします、濃いとすぐ飽いてしまいます。

(十四) すり魚茶碗蒸 白身魚二十匁、玉子一個、だし一合、醤油少々、百合格、ミツ葉、季節の白身魚を俎の上にてよくたき摺鉢にてすり、其中へ玉子を入れてすりだしの冷めたるものにて薄め醤油にて味をつけ、裏漉にかけ置き、別に百合格を清潔に洗つて鹽ゆでにしたるものと三ツ葉を五分位に切つたもの少しを茶碗に入れ其の上より右の混合物を入れて蒸す。

(十五) 魚のブテング 白身魚二十匁、卵黄一箇、クリーム四勺鹽少々魚の身は前と同様に摺身に爲し、裏漉にかけ更に卵黄とクリー

ム(なき時は牛乳を用ふ)をませ鹽にて加味し小さき型又は湯呑茶碗様のもの、内側にバタをぬり、其中に前の混合物を入れ湯煎又は蒸籠にて文火に蒸し滑らかにかたまりたる時皿に出しホワイトソース又はホーレン草のソースをかけて進む。

(十六) 鶏肉入白米スープ 鶏肉二十匁、水三合、鹽、胡椒、白米ニテーブルスブウン、鶏肉を俎の上のせ、脂肪と皮とを取り洗ひ細片として水の中に入れ文火にて煮、肉の軟かになりたる時鹽と胡椒とで味をつけて漉し、冷えたる時上に浮びたる脂肪を取り去り猶之に煮たる米を入れて少時煮込み裏漉しにする。

但し時によりては鶏肉はそのまゝよく煮込みて供するもよし。

(十七)百合スープ 百合小一個、鶏骨一、水二合、葱半分、牛乳三勺、鶏の骨をぼつぼつに切りて鍋に入れ水を加へ、葱も適宜に切りて入れ弱火にかけ二時間位煮て五勺位に煮つめ之れを布巾にて漉し置く。

別に百合を一枚一枚はがしてきれいに洗ひ熱湯の中に入れて軟かになるまでゆで裏漉して前のスープにてゆるめ火にかけ牛乳三勺を加へ一煮立ちしたる時鹽にて味をつける。

(十八)カッブカスタード 牛乳一合、玉子二個、砂糖十匁、牛乳と玉子とをませて砂糖及香料(レモン、バニア等好みにより)を加へバターをしきたるカッブに入れて強からぬ火にて蒸す。

(十九)オートミール オートミール三勺、清水一合一勺、食鹽茶匙半分、牛乳又はクリーム少量、オートミールは右の分量通りの水にてなるべく永く煮つめおき鍋に入れて火にかけ弱火にて二時間許り煮る、之を下しミルクと砂糖とを添へて出す。

(二十)オートミールの重湯 オートミール大匙二杯半、清水二合五勺、食鹽少々、牛乳、砂糖、調理の手順は前と同じくよく煮込みて煮上がりたらば少量の鹽にて味加減をなし、鍋を下し手早く其の煮汁を毛篩にて漉して熱したる牛乳及び砂糖を適宜に加へて供す。

(二十一)滋養菓子の製法 一、卵白五箇、一、寒天一本半、一、砂糖半斤

その製法は寒天を能く煮て、その寒天のよく溶けたる處へ砂糖を
入れ、水飴やうになるまで煮て、裏漉にかけ、又よく冷まし、卵
白の淡雪となる處へ漉ぐのである。

第四、惠 の 日 本會員 原 幾 世 作

しののめ告ぐるからす啼く
時計を見れば丁度五時
病者の上と我が上に
着物を着かへ帯をしめ
空氣交換六分間
もう五時だらう起きませう
天つ御神よ今日も亦
御惠あれと祈りつつ
前掛けかけて床を上げ
其の間に己が顔洗ひ

歸りに火種と湯のバケツ
病室さして来て見れば
我が身の來るを待ち給ふ
先づ第一に御體温
病床 日誌に記載なし
楊枝齒磨御含嗽の
『御手水召せ』と申し上げ
其の間に己が住居なる
來れば手水も濟せられ
空氣交換充分に

皆夫れ夫れに用意なし
病者はとくに御醒覺
『お機嫌よう』と禮をなし
脈搏呼吸を伺ひて
御洗面器に御湯をとり
御湯も揃へて臺にのせ
御水薬も差し上げつ
部屋のちりをも掃き出して
御水薬も召されしと
あけ放しつつ掃除なし

障子疊のすますまに

濕布を以て拭ひとり

朝げの用意なりつると

自から手先を消毒し

飯やら汁やら玉子など

食後の散藥御含嗽

食器洗ひて片づける

呼ばるる聲に順へぬ

病者を看護の此の身とて

心も籠る暖き

石炭酸や昇汞の

是にてよしと思ふとき

奥より聲のかゝる時

食器揃ひて炊事場に

盛りて静かに參らせぬ

濟せ參らせ御次に

「御手が明たら御飯を」と

未熟なりとも大切の

あつき情の味噌汁や

飯盛り終り今日も亦

糧の感謝を捧げつゝ

挨拶さへもそこそこに

己が任務の重ければ

定め部屋の坐りても

後かたつけて手を洗ひ

火にかけ置きて散藥を

時間五分に注意なし

定め所に納めつつ

病者は様に出らるる

牛乳などもあたゝめて

病者の上をおもひつゝ

探る箸こそは輕けれど

手早く食事も濟せつゝ

髪も快手く結び上げ

今日調劑の浸藥は

調合しつゝ浸藥の

出來上りたる品々は

日は暖かに風もなし

其の間にベットも直し置き

定め時刻にさしあげつ

御食前の御水薬

甘き心を添へまして

食後の薬もさしあげつ

見ゆる様にと戸を明けて

己が食事をとく濟ませ

御腰をさすり四方山の

時々赤酒も参らせて

お茶はいかが」と伺へば

食事充分とられねば

茶菓などとりてくつろげ」と

七八

苦くぞあらんと同情の

御含嗽すませ御晝食

青葉の茂る御庭さき

静かに次へ下り來り

病床 近くすり寄りて

物語りさへ心して

「さぞ日も長うおはすらん

「間食すれば夕方の

先づ其よりはそなたこそ

再三仰せありければ

いなむもいかにと禮をなし

都にまれなそばがきや

黄金色の新茶さへ

心づくしの種々を

まさきく在す其の時は

おはしつらんと胸せまり

叶はぬまでも主の力

せめほろばさで置くべきか

ただ何氣なく物語り

夕げの仕度の夫までは

立つて茶の間に來て見れば

柿餅などもうつつ高し

出してわらはを待れける

味ひつつも思ふやう

皆打ちつどひ賑かに

いどいと細きこの腕

頼み参らせ病魔をも

心にかたくちかひつつ

しばらく憂を慰めて

汝が自由の時間ぞと

七九

仰せらるれば猶更に

撫で参らす其の内に

あなうれしやとぬき足に

木更津よりも五里の奥

病室に入れぬおきてとか

燈心添へて油つぎ

残る方なく用意なし

味こそよけれ夕食に

一品なりと参らせん

思ひは同じ人々も

八〇

御病苦わするよすがにと

かすかに洩るる御鼾聲

次に下りて夜の仕度

電燈どこかランプさへ

なれぬ行燈の掃除なし

マツチ引き出しこれでよし

健かなれば粗食すら

病者の口に合うものを

心ひそかに祈りつゝ

交通不便の所なれば

滋養材料手に入らず

籠る物には味もあり

室に運びて雨戸など

呼ばるる聲に行き見れば

お湯のおじぎは水とやら

あゝ心地よしあすこそは

どうかよき日であれかしと

患者は疾をよく知られ

ただわらはのみ頼ります

御就眠の夫れまでは

何はなくとも真心の

給仕終りて燈火を

しめ居る時に夕げぞと

風呂も湧きつる召れずや

湯浴みて食事につきにけり

患者を洗拭参らせん

たゞ事々に祈りつゝ

家人を一人も近づけず

御いたわしさ胸せまり

撫でて罪なき物語

八一

又或る時は御聖書を
 神の恵をともどもに
 神よ此の手に御恵を
 病者はいつかうとうと
 『御機嫌やう』と禮をなし
 思はず出づる讚美歌の
 恵のほどをよろこびて
 御用のままに使ひませ
 御ふところにやすませて
 守らせ給へと祈りつつ

讀み參らせて何の日か
 願へる時もあらなんと
 添へて給へと祈願しつ
 安き眠に入りける
 静かに己が部屋に来て
 今日も送りぬ主に事へ
 御こころならば明日も亦
 父の御神よ夜もすがら
 あくる日まではやすらかに
 安き眠に入りけり

日毎にこれをくり返す

我つとめこそたのしけれ

第五、看護婦規則施行細則

内務省令第九號 (大正四年六月三十日)

第一條 本令ニ於テ看護婦ト稱スルハ公衆ノ需ニ應シ傷病者又
 ハ褥婦看護ノ業務ヲ爲ス女子ヲ謂フ

第二條 看護婦タラントスル者ハ十八年以上ニシテ左ノ資格ヲ
 有シ地方長官(東京府ニテハ警視總監以下之ニ倣フ)ノ免許ヲ受
 クルコトヲ要ス

一、看護婦試験ニ合格シタル者

二、地方長官ノ指定シタル學校又ハ講習所ヲ卒業シタル者

地方長官免許ヲ與フルトキハ看護婦免狀ヲ下附ス

第三條 精神病者傳染性ノ疾患アル者又ハ素行不良ト認ムル者

ニハ免許ヲ與ヘザルモノトス

第四條 看護婦試験ハ地方長官之ヲ施行ス

試験科目ハ左ノ如シ

一、人體ノ構造及主要器官ノ機能

二、看護方法

三、衛生及傳染病大意

四、消毒方法

五、繃帶術及治療器械取扱法大意

六、救急處置

第五條 一年以上看護學術ヲ修業シタル者ニアラサレハ看護婦

試験ヲ受クル事ヲ得ス

第六條 看護婦ハ主治醫師ノ指示アリタル場合ノ外被看護者ニ

對シ治療器械ヲ使用シ又ハ藥品ヲ授與シ若ハ之カ指示ヲ爲ス事

ヲ得ス但臨時救急ノ手當ハ此ノ限ニ在ラス

第七條 看護婦其ノ住所ヲ他ノ道府縣ニ移シタル時ハ十日内ニ

免狀ノ寫ヲ添へ後ノ住所地ノ地方長官ニ届出スヘシ

前項ノ場合ニ於テ後ノ住所地ノ地方長官ハ其旨ヲ前ノ住所地ノ地方長官ニ通知スヘシ

第八條 看護婦免狀ヲ毀損亡失シタル時ハ其ノ事由ヲ記シ二十日内ニ住所地ノ地方長官ニ再下附ヲ願出ツヘシ但毀損ノ場合ニハ毀損シタル免狀ヲ添附スヘシ

族籍氏名ニ變更ヲ生シ又ハ生年月日ノ訂正ヲ要スル時ハ其ノ事由ヲ配シ二十日内ニ免狀ヲ添へ地方長官ニ書換ヲ願出ツヘシ

亡失シタル免狀ヲ發見シタル時ハ直チニ之ヲ地方長官ニ提出スヘシ

第九條 看護婦廢業シタル時ハ二十日内ニ免狀ヲ住所地ノ地方長官ニ返納スヘシ

看護婦三年以上其ノ業務ヲ營マサル時ハ廢業シタル者ト看做ス

看護婦死亡シ又ハ失踪ノ宣告ヲ受ケタル時ハ戶籍法ニ依ル届出義務者ヨリ二十日内ニ免狀ヲ返納スヘシ

第一項及第三項ノ場合ニ於テ免狀ヲ返納スル能ハサル時ハ其事由ヲ届出ツヘシ

第十條 看護婦第三條ニ該當シ又ハ業務ニ關シ犯罪若ハ不正ノ行爲アリタル時ハ住所地ノ地方長官ハ期日ヲ定メ其ノ業務ヲ停止シ又ハ免狀ヲ取消シ免狀ヲ返納セシムルコトアルヘン

本條ノ取消處分ヲ受ケタル者ト雖モ疾病治癒シ又ハ改悛ノ情顯著ナル時ハ再免許ヲ與フルコトヲ得

第十一條 免許ヲ受ケスシテ看護ノ業務ヲ爲シ若ハ停止中其ノ業務ヲ爲シタル者又ハ第六條ノ規定ニ違背シタル者ハ五拾圓以下ノ罰金ニ處ス

第十二條 第七條一項第八條又ハ第九條ノ規定ニ違背シタル者ハ科料ニ處ス

附 則

本令ハ大正四年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前地方長官ニ於テ與ヘタル免狀免許狀免許證ハ本令ニ依リ下付シタル看護婦免狀ト看做ス

本令施行ノ際現ニ地方廳ノ看護婦名簿ニ登録ヲ受ケ居ル者ハ本令ニ依リ免許ヲ受ケタル者ト看做シ看護婦免狀ヲ下付ス

本令發布ノ際現ニ看護ノ業ヲ爲ス者ニシテ本令施行後三月内ニ顯出ツルトキハ地方長官ハ履歷ヲ審査シ試験ヲ要セス免許ヲ與フルコトヲ得

前項ノ免許ハ本令第二條ニ依ル免許ト同一ノ効力ヲ有スルモノトス

地方長官ハ第二條ノ資格ヲ有セサルモノニ對シ當分ノ内其ノ履歷

ヲ審査シ看護ノ業務ヲ免許シ准看護婦免狀ヲ下付スルコトヲ得
准看護婦及男子タル看護人ニ對シテハ本令ノ規定ヲ準用ス

警視廳令第二十號(大正四年九月)

大正五年五月二日警視廳令第二十四號ヲ以テ一部改正ス

看護婦規則施行細則

第一條 看護婦ノ免許ヲ受ケムトスル者ハ願書ニ住所族籍氏名

生年月日ヲ記シ左ノ書類及手数料金五拾錢ヲ添付シテ願出ツヘ
シ

一、看護婦規則第二條第一號又ハ第二號ノ資格證書ノ寫

二、精神病又ハ傳染病性疾患ナキコトヲ證明シタル醫師ノ診斷
書

三、戶籍謄本(抄本)

四、履歷書

第二條 看護婦試驗ヲ受ケムトスル者ハ願書ニ前條第三號第四

號ノ書類及出願前六ヶ月以内ニ撮影シタル寫真(手札形半身ニシテ
普通ノ臺紙ヲ用ヒ

美濃紙半折ノ表面中央部ニ貼付シ他ノ半面ニ住
所氏名生年月日撮影年月日ヲ自書スルヲ要ズ並手数料金壹圓ヲ添附シ
テ願出ツヘシ

提出シタル試驗願書及添付書類(寫真)手数料ハ何等ノ理由アル
モ還附セス

試験願書ノ提出期ハ毎年二月及八月トス

試験施行ノ日時及場所ハ三十日以前之ヲ告示ス

第三條 試験出願者ハ試験場ニ於テハ總テ試験係員ノ指示ニ遵フヘシ

試験期ニ出頭セス又ハ試験半途ニ退席シタル者ハ其ノ期ノ試験ヲ無効トシ且ツ期限ヲ定メテ受験ヲ許可セサルコトアルヘシ

第四條 試験ニ合格シタル者ニハ合格證書ヲ下附ス
合格證書ヲ下附シタル後前三項ニ該當スル事アリタルコト發覺シタルトキハ其ノ合格證書ヲ無効トシ且之ヲ返納セシム

第五條 看護婦ハ左ノ事項ヲ遵守スヘシ

一、無免許ノ者ニシテ代テ看護ヲナサシムルコトヲ得ス

二、故ナク看護ノ依頼ヲ拒ムヘカラス

三、故ナク業務上知得シタル秘密ヲ漏泄スヘカラス

第六條 看護婦ハ從業中免狀ヲ携帯シ當該官吏又ハ依頼者若クハ主治醫ノ請求アルトキハ之ヲ提示スヘシ

第七條 看護婦ノ住所ヲ變更シタル時ハ十日内ニ後ノ住所地所轄警察官署ヲ經テ届出ヘシ

第八條 看護婦規則第八條又ハ第十條第二項ニ依リ免狀ノ書換又ハ再下附ヲ出願セントスル者ハ手数料金貳拾錢ヲ納付スヘシ

第九條 他ノ道府縣ニ住所ヲ有スル看護婦ニシテ管内ニ於テ臨

時業務ニ従事シ一箇月ヲ經過シタル時ハ其事由ヲ記シ免狀ノ寫ヲ添ヘ之ヲ廢止シタルトキハ其旨ヲ三日内ニ從業地所轄警察署ニ届出ツヘシ

第十條 看護婦ヲ其他看護婦ノ業務ニ關スル團體ヲ組織セムトスル者ハ住所族籍氏名生年月日及事務所ノ所在地名ヲ記シ其ノ規則若ハ規約ヲ添ヘ願出許可ヲ受クヘシ其規則規約ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第一項ニ依リ組織ノ許可ヲ受ケタル者ハ其ノ事務所ニ會員名簿ヲ備ヘ會員ノ族籍住所氏名生年月日及免狀ニ記載シタル看護婦又ハ準看護婦ノ別、番號、年月日、免狀ヲ下附シタル道府縣名ヲ

記載シ異動アル毎ニ加除訂正スヘシ

警視廳ニ於テ必要アリト認ムルトキハ第一項ノ規則若ハ規約ノ變更、會員名簿ノ提示又ハ看護婦會其他看護婦ノ業務ニ關スル團體ノ解散ヲ命スルコトアルヘシ

第十一條 看護婦會其他看護婦ノ業務ニ關スル團體ヲ解散シタル時ハ解散後十日以内ニ届出ツヘシ

第十二條 所轄警察官署ハ看護婦ニシテ精神病又ハ傳染病性疾患ニ罹レル疑アリト認ムルトキハ警察醫若クハ警察醫員ヲシテ之カ檢診ヲナサシムルコトアルヘシ

第十三條 第一條第二項第二條第二項及第八條ニ依リ納付スヘキ

手数料ハ東京府金庫事務取扱銀行、若クハ其ノ代理店ノ預金證

(警視廳ヲ受取人ト指
定シタルモノニ限ル)ハ郵便爲替證書ヲ以テスヘシ

第十四條 看護婦規則第七條第一項第八條第九條第一項第三項第四項本令第一條第十條第一項及第十一條ノ願届ハ所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第十五條 本令ニ關スル警察官署ノ職務ハ島地ニ在リテハ島廳又ハ島役所之ヲ行フ

第十六條 第五條第六條第七條第九條第十條第一項第十一條ノ規定ニ違背シ又ハ第十條第三項ノ命令ニ從ハス若クハ第十二條ノ檢診ヲ拒ミタル者ハ科料ニ處ス

附 則

第十七條 看護婦免狀ヲ所持スル者ニシテ現ニ東京府下ニ居住スル者ハ住所氏名生年月日及免狀ヲ交付シタル府縣名免狀ノ年月日番號ヲ記シ大正四年十二月三十一日マテニ届出ツヘシ

第十八條 官公立病院ニ專屬シテ看護婦ニ従事スル者ハ本令ヲ適用セス

第十九條 本令ノ規定ハ準看護婦及男子タル看護人ニ之ヲ準用ス

第六、看護婦會創設願書式

一、原籍

二、現住所

三、族籍

四、創設者ノ氏名

五、生年月日

六、會名

七、事務所所在地

私儀今般看護婦會設立致候ニ付警視廳令第十條ニヨリ別紙會則及
派出規則相添へ御願申上候間御許可相成度此段及御願候也

月 日

右 氏

名 印

警視總監宛

看護婦試驗願

原籍

現住所

族籍

氏

名

年 月 日 生

右ハ看護婦試驗相受度別紙履歷書戸籍抄本及手數料寫真相添此段
御願申上候也

年 月 日

右 氏

名 印

警視總監 殿

看護婦免許願

原籍
現住所
族籍

氏名

年月日生

右氏 名印

年月日

右ハ看護婦規則第二條ニ依リ免許相受度別紙履歷書資格證書寫及
戸籍抄本醫師診斷書相添此段願上候也

警視總監 殿

準看護婦免許願

原籍
現住所
族籍

氏名

年月日生

右ハ看護婦規則附則第六項ニ依リ準看護婦免許相受度別紙履歷書
及戸籍抄本醫師診斷書相添此段願上候也

年 月 日
警視總監 殿

右 氏 二〇二

名

看護婦移轉届

原籍

新住所

族籍

區

町何丁目何番地(誰方)

舊住所

氏 名
年 月 日 生

右肩書ノ通り移轉候ニ付別紙免狀寫相添へ此段及御届候也

年 月 日

右

氏

名

警視總監 殿

看護婦免許證書換願

舊本籍 何縣何郡何町字何番地

戸主(士族)(平民)妹

新本籍 何縣何郡何町字何番地

戸主(士族)(平民)妻

氏

名印

年 月 日生

看護婦免許證第三七三號

右ハ大正何年何月何日何縣何郡何町字何番地(戸主)(士族)(平民)誰某
ト婚姻ニヨリ入籍候ニ付看護婦免許證御書換被成下度此段奉願候也

大正 年 月 日

右 氏

名印

警視總監

殿

第七、市立病院派出看護婦の心得

一、職務に忠實の事

- 一、品性を高く保つて技術と共に此の方面にも常に注意する事
- 一、自宅派出と違ひ労働も烈しけれど天職の爲め、患者の爲め、一度派出したる時は御用濟み迄は必ず勤務する決心を持つ事
- 一、市の病院に收容さるゝ人のうちには下級の人が多い、其の種類の人々は市立病院に對し種々の誤解やひがみが多い、夫れ故に少しでも看護婦が不親切なる行爲をなし、粗暴な言葉を用ふる時は非常に其の感情を害し悪感を起させ爲めに市の傳染病豫防上多大の影響が來るのであるから此點に特に注意をする事
- 一、病室に於て患者に叮嚀親にし職務に忠實なると同時に寄宿舎内に於ても獨を慎み自己の手廻り等は何時人より見らるゝも恥

かしからぬ様に致し置く事

寝乍ら物を食べ、寢酒を飲み、物をなげやりにし、風儀を素す様な人が従来あつたさうであるから斯る不作法の人をお互

の内から出さぬ様に各自注意する事

- 一、物品の紛失は銘々の不注意から起る事故、時計、紙入其他の品を投げやりにし又は置き忘れなどせぬ様に常に始末をなし置く事
- 一、何處にあつても、如何なる場合に於ても最善をなす可き事

明治三十二年六月二十三日 印刷
 明治三十五年六月二十三日 再版
 明治三十九年十二月二十日 三版
 明治四十四年十二月一日 四版
 大正六年八月十日 五版
 大正八年十一月十五日 六版

正價 金二十五銭

著者兼 大 關 子 力

發行所 東京市麹町區飯田町五丁目五番地 看 護 婦 會

印刷者 永 田 新 太 郎

印刷所 東京市深川區西森下町四十五番地 兩 國 堂 印刷所

東京市本郷區 春木町二丁目三番地

半田屋醫籍商店 (電話下谷二〇〇八)

東京市本郷區 切通上二十七番地

南 江 堂 書店 (電話下谷一三三〇)



所 捌 賣

各宮殿下御用
陸海軍御用
各病院御用

醫科大學御用

二十八年創立
瓦斯消毒鼻祖

東京瓦斯消毒所

東京市淺草區松葉町
電話下谷千五百五十六番

大學
病院
長
駒込病院
副院長

佐藤博士題辭

二木博士校閱

大關 千力 著

(定價八拾錢)

實地看護法

東京市麴町區飯田町五丁目五番地

發行所

大關看護婦會

看 護 服
手 術 衣
消 毒 衣

製 造 販 賣

東京神田區錦町三丁目廿四番地

梅 村 商 店

電話本局(二千百五十九)